調達要求番号：　４ＰＤＣ１Ａ０００００１２

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">水戸地方合同庁舎　電気工作物保安管理</td><td colspan="2">茨城地本―Ｚ２４Ａ０１２</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和６年３月１０日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊茨城地方協力本部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）において実施する電気工作物の保安管理業務について規定する。

1.2　引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、契約時における最新版とする。

a)　関係法令

電気事業法

電気工事士法

電気工事事業法

電気用品安全法

2　電気工作物の保安管理に関する業務

2.1　概要

a)　一般事項

1)　対象となる設備は、茨城県水戸市北見町１－１１にある水戸地方合同庁舎の引込線及び受電・変電設備並びに負荷設備とする。

2)　保安管理業務とは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務とする。

3)　保工分離制度を遵守し、作業実施者と保安監督者は異なる者が担当すること。

2.2　仕様

a)　電気工作物の保安管理に関する仕様

1)　保安管理業務のための点検については、月次点検（隔月１回）及び年次点検（毎年１回）とし、必要の都度臨時点検を実施するものとする。

2)　保有設備の仔細については、別紙に示すとおり。

3)　保安管理業務に要する工具及び資材並びに消耗品については、契約相手方の準備、負担とする。

4)　保安管理業務を実施する際、契約相手方は業務に従事する者の「電気主任技術者」の資

格の写しを提出すること。

5) 業務完了後、責任者は合同庁舎の担当職員に対して報告を行うとともに、点検結果報告書を提出すること。様式については契約相手方の随意の様式とする。

b) 危機管理

1) 保安管理業務の実施に当たっては、関連法令を遵守し人的事故を起こさないように細心の注意を払うこととし、万一事故が生じた場合には契約相手方の責任において処理すること。この場合、契約相手方の作業責任者は速やかに官側に報告することとし、官側はこれに対し必要な指示を行うことができる。

2) 業務の遂行に当たっては、設備又はその他の物品等に損傷を及ばさないよう注意し、万一損傷を与えた場合は、契約相手方の作業責任者は速やかに官側に報告し指示に従うこと。この場合の修復費用は、すべて契約相手方の負担とする。

3 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。